

iD 会員特約（携帯型：個人用） / 「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約（iD 会員） 改定箇所

(2024 年 4 月改定)

改定前	改定後
<p style="text-align: center;">iD 会員特約（携帯型：個人用）</p> <p>第 12 条(会員保障制度)</p> <p>3.次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>(7)前条第 2 項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の 61 日以前に生じた損害</p> <p>(8)戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(9)その他本特約および会員規約の違反に起因する損害</p>	<p style="text-align: center;">iD 会員特約（携帯型：個人用）</p> <p>第 12 条(会員保障制度)</p> <p>3.次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p><u>(7)iD 会員（携帯型）が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が iD 会員（携帯型）の過失に起因する場合</u></p> <p>(8)前条第 2 項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の 61 日以前に生じた損害</p> <p>(9)戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p><u>(10)</u>その他本特約および会員規約の違反に起因する損害</p>